

同 意 書

年 月 日

豊島区長

商号 又は 名称
及び代表者氏名

印

窓口において書面による届出を行う場合は、民泊制度運営システムへの入力を豊島区に依頼することに同意します。

以上

豊島区においては、下記の項目について、豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例に基づき、豊島区のホームページ及び行政情報コーナーにおいて公表されます。

「届出住宅の所在地」

「届出番号」

「届出年月日」

「届出者名」

「住宅宿泊管理業者へ委託を行う場合においては、当該住宅宿泊管理業者の商号及び登録番号」

（条例等は裏面のとおりです。）

（裏面）

○豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

平成30年3月27日

条例第23号

（届出住宅等の公表）

第4条 区長は、法第3条第1項に定める住宅宿泊事業を営む旨の届出があったときは、届出住宅（法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）の所在地、届出番号、届出年月日その他の規則で定める事項について規則で定めるところにより、公表するものとする。

2 区長は、住宅宿泊事業者に対し、法第16条第1項に基づき、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は同条第2項に基づき、住宅宿泊事業の廃止を命じたときは、規則の定めるところにより、これを公表することができる。この場合において、区長は、住宅宿泊事業者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

○豊島区住宅宿泊事業法等及び住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行細則

平成30年3月27日

規則第22号

（公表）

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の規則で定めるところは、区ホームページ及び行政情報コーナーにおいて公表するものとする。

(1) 届出者名（住宅宿泊事業者が個人である場合は、公表について本人に同意を得た場合に限る。）

(2) 住宅宿泊管理業者へ委託を行う場合においては、当該住宅宿泊管理業者の商号及び登録番号

2 条例第4条第2項に規定する規則で定めるところは、区ホームページ及び行政情報コーナーにおいて、次の各号に掲げる項目を公表するものとする。

(1) 届出住宅の所在地、届出番号

(2) 届出者名

(3) 業務の停止の場合は停止期間又は業務の廃止の場合は廃止日